平成31年2月

災害時における対応方針（せいしん幼児園・第二せいしん幼児園）〔概要版〕

１　災害等の内容により、次の通り対応します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 災害等の内容 | 上京区に、水害や土砂災害による「避難準備・高齢者等避難開始」又は「避難勧告」又は「避難指示（緊急）」が発令された場合 | 京都市に、「暴風警報」、「大雨特別警報」及び「大雨以外の気象に係る特別警報」が発表された場合 | 京都市に、震度5弱以上の地震が観測された場合 |
| 園の対応 | 休園します。避難勧告等が解除された場合、開園します。 | 発表された警報が解除された時間によって、次の通り対応します。1. 午前7時時点で既に解除されている場合

開園します。1. 午前7時時点で解除されていない場合

休園します。1. 午前7時を過ぎて解除された場合

約2時間後を目安に開園します。　 （警報が午前10 時までに解除になった場合は、給食があります。）（警報が午前10時を過ぎて解除になった場合は、給食はありませんので、昼食を済ませてからの登園をお願いします。）ただし、被害が生じた場合などには、休園等の対応を行う場合があります。 | 地震の発生した時間によって、次の通り対応します。1. 午前7時以前に京都市に震度5弱以上の地震が観測された場合

休園します。施設の安全確認ができ次第、開園します。1. 開園中に、京都市に震度5弱以上の地震が観測さ

れた場合一旦，休園します。施設の安全確認ができ次第、開園します。ただし、被害が生じた場合などには、休園等の対応を行う場合があります。 |
| 保護者の対応 | 開園中に発令された場合は、速やかに、お迎えをお願いします。 | 開園中に発表された場合は、速やかに、お迎えをお願いします。 | 開園中に観測された場合は、速やかに、お迎えをお願いします。 |

２　災害時は臨機応変な対応が求められます。災害の規模、発生時刻、被害内容、今後の見通しなどによっては、臨時的な対応を行う場合もありますのでご協力をお願いします。

３　実際に災害が発生した場合の他、災害の発生の可能性が高い場合も同様の対応をする場合がありますのでご了解ください。

４　当園のホームページに、災害時の対応の最新状況を掲載しますので確認してください。

５　当園から連絡が取れない事態が生じた場合は、保護者自らの判断で、安全に十分に注意を払いながらお迎えをお願いします。

６　休園中でも、保護者が迎えに来られるまでは保育を行います。

７　第一次避難場所は当園、第二次避難場所は正親小学校、第三次避難場所は京都御所です。